

## 一般社団法人水難学会定款施行細則

### (会員)

- 第1条 入会を希望する者は、水難学会定款（以下「定款」という。）第7条の規定に基づく入会申込書を水難学会会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。
- 2 退会を希望する者は、定款第9条の規定に基づく退会届を会長に提出しなければならない。

### (理事の選考)

- 第2条 水難学会は、定款第23条第1項第1号に規定する理事を推薦するため、理事候補者推薦委員会を設ける。
- 2 理事候補者推薦委員会は、理事若干名及び会員若干名で組織する。
- 3 理事候補者推薦委員会は、2年毎に理事候補者推薦の公示を行う。なお、公示は、選挙年の3月を原則とする。
- 4 理事候補者推薦委員会は、理事候補者を選定し、理事会（定款第30条に規定する理事会をいう。以下同じ。）に答申する。
- 5 理事は、理事会が推薦し、総会の承認を受けた者とする。

### (監事の選考)

- 第3条 定款第23条第1項第2号に規定する監事は、理事会が推薦し、総会の承認を受けた者とする。

### (委員会)

- 第4条 定款第45条に規定する委員会は、委員長及び委員で構成する。
- 2 委員長は、会長が推薦し、理事会の承認を得て委嘱する。
- 3 その他委員会に関する事項は、理事会の承認を得なければならない。

### (小委員会)

- 第5条 前条第2項の委員長は、小委員会を置くことができる。
- 2 小委員会の委員長及び委員は、委員長が委嘱する。

### (学術集会)

- 第6条 定款第3条第1号に掲げる学術集会は、第 回（和暦年度）水難学会学術総会をいう。
- 2 学術総会の英文名は、The th Annual Meeting of the Society of Water Rescue and Survival Research とする。
- 3 学術総会は、毎年1回、4月から6月の間に開催する。
- 4 学術総会における研究発表者は、会員に限る。
- 5 学術総会における研究発表の要旨は、ホームページに掲載する。

### (会報)

- 第7条 定款第3条第3号に掲げる会報は、「季刊ういてまて Bulletin of The Society of Water Rescue and Survival Research, uitemate」と呼称する。

- 2 会報は、所定の年会費を納入した会員に無償で配布する。
- 3 会員は、会報を通読しなければならない。
- 4 会報は、会員以外も購読することができる。

(指導員制度)

第8条 水難学会は、指導員制度を設ける。この運営は、別に定める一般社団法人水難学会指導員規則による。

(会費等)

第9条 水難学会は、定款第7条及び第8条に規定する年会費を徴収する。

- 2 定款第8条第1項に規定する正会員（個人会員及び法人会員を言う。）及び学生会員並びに同条第2項に規定する賛助会員の年会費は、次のとおりとする。
  - (1) 個人会員 6,000円
  - (2) 法人会員 100,000円（毎口）
  - (3) 学生会員 2,000円
  - (4) 賛助会員 50,000円
- 3 個人会員の年会費は、理事会の承認を経て減免することができる。

(法人会員)

第10条 定款第6条第2号に規定する法人会員の入会等について次のとおり定める。

- (1) 入会 第1条第1項のとおりとし、理事会の承認を得た場合には、速やかに所定の会費を納入しなければならない。
- (2) 会員登録 水難学会は、会費納入を確認後、直ちに水難学会会員名簿に登録する。この場合、名簿に記載する法人会員情報は、前項の定めにより提出された文書に基づくこととする。なお、登録は、会費口数に関わらず、一法人につき1件とする。
- (3) 会費 法人会員の会費の額は、第9条第2項第2号の定めによる。なお、法人からの申し出により、会費口数を増加することができる。
- (4) 退会 第1条第2項の定めによる。
- (5) 総会議決権 総会議決権は、会費1口につき1個とする。ただし、一法人につき5個を上限とする。
- (6) 会報配布 会報の配布は、会費1口につき1冊とする。なお、配布は、会員登録届のあった住所宛への送付とする。

(補則)

第11条 水難学会の定款及び本施行細則に関し必要な規則は、理事会の承認を経て別に定める。

第12条 本施行細則を改正する場合は、理事会及び総会の承認を受けなければならない。

附 則

本細則は、平成23年6月11日から施行する。

本細則は、平成25年6月8日から施行する。

本細則は、平成26年6月14日から施行する。

本細則は、平成29年6月10日から施行する。

本細則は、平成30年6月9日から施行する。

本細則は、令和3年6月13日から施行する。ただし、第26条については、令和4年4月1日から施行する。

本細則は、令和5年6月10日から施行する。

本細則は、令和8年6月13日から施行する。ただし、第9条第2項第1号については、令和8年4月1日から施行する。